

令和7年教育委員会第8回定例会会議録

開会日時 令和7年8月8日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時28分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 井口 信二
委 員 久保 洋子
委 員 壺 内 明
委 員 谷 部 憲子
委 員 田 中 健

議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 颯	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	高橋 裕之	・放課後支援課長	宮木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

書 記 ・教育企画係長 木村 圭佑

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委 員 井口 信二 委 員 久保 洋子

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和7年教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、井口委員と久保委員をお願いいたします。

まず本日、1名の傍聴の申出がございましたけれども、議案第58号につきましては特定の個人を識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利・利益を害するおそれや公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがあるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○教育長 それでは、議案第58号につきましては非公開といたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が2件でございます。

議案第58号「葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会への調査の要請について」を上程いたします。

議案第58号「葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会への調査の要請について」

— 非公開 —

○教育長 以上で非公開とした案件が終了いたしましたので、事務局は傍聴の方にお入りいただけるようお願いします。

(傍聴人 入場)

○教育長 教育長から傍聴人に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

- 1 傍聴人は委員会の中で発言できません。
- 2 傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否を表すようなことはおやめください。
- 3 傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお携帯電話の電源はお切りください。
- 4 傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第59号「令和8年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 では、私から議案第 59 号「令和 8 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」のご説明をいたします。

「提案理由」といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条の規定に基づきまして、令和 8 年度使用義務教育諸学校用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものでございます。

初めに、小学校及び特別支援学校並びに中学校における検定教科書の採択についてでございます。議案書を 1 枚おめくりいただきまして、2 枚目と 3 枚目、資料 1 及び 2 についてご説明をいたします。

小学校及び特別支援学校並びに中学校で使用いたします教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定によりまして、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされております。採択の時期は、同法施行例の第 14 条第 1 項に規定するところによりまして、前年度の 8 月 31 日までに行うこととなっております。また、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、同一の教科用図書を採択する期間は 4 年とされており、現行の小学校及び特別支援学校用教科用図書は、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間、中学校用につきましては、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間、同一の教科用図書を使用することとなっております。こちらにつきましては、資料 1 及び 2 の採択一覧表のとおり、今年度と同一の教科用図書を採択することになります。

続きまして、資料 3 にございます、学校教育法の附則第 9 条第 1 項で規定されております、特別支援学級で使用予定の一般図書の採択について説明をいたします。

特別支援学級で使用いたします教科用図書は、学校教育法第 34 条及び第 49 条の規定に基づき、検定教科書または文部科学省著作の教科書を使用することが原則となります。しかし、特別の教育課程による特別支援学級におきましては、学校教育法の附則第 9 条第 1 項及び学校教育法施行規則第 139 条の規定により検定教科書を使用することが適当でない場合には、ほかの適切な教科用図書を使用することができる旨、定められております。

また、この場合には無償措置に関する法律施行令第 15 条第 1 項に規定いたします、同一の教科用図書を採択する期間の 4 年が除外されておりますので、児童・生徒の障害の程度や種類、特性などに応じて、毎年度採択替えを行うことができることとなっております。

したがいまして、令和 8 年度に特別支援学級で使用する一般図書につきましては、採択替えを行うこととなります。

資料 3 をご覧ください。例年、小学校及び中学校の特別支援学級において、一般図書の採択を頂いておりましたが、小学校におきまして特別支援学級設置校 9 校全てが検定教科書で対応が可能の見込みが立ちましたので、令和 8 年度につきましては、中学校の特別支援学級のみ一般図書を使用することとなります。

中学校におきましては、特別支援学級設置校 7 校中 5 校が一般図書を使用する予定です。

資料 3 の令和 8 年度使用教科用図書採択一覧表につきましては、東京都教育委員会が調査研究した一般図書を参考に、本区の特別支援学級設置校が調査を行い、その報告を踏まえ、取りまとめたものでございます。

私からは説明は、以上でございます。ご審議並びに採択についてどうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。議案第 59 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第 59 号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案等の 2 件を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 先般の岩井臨海学校については、カムチャツカ半島の地震で津波の影響があったという不測の事態が発生して、まずは子どもたちの安全が最優先という中で、即座にご配慮いただき、ありがとうございます。岩井に行っていた学校については引き上げ、向かっていた学校も戻ってきて、翌々日実施予定だった学校については中止になったと聞いております。もちろん安全が第一なので、そこは確かな判断だと思っているのですが、まずは子どもたちの心情の面で、本当に楽しみにしていた子どもが多かったと思うので残念だなというところはあかなと思います。

一方で、学校の授業と違った臨海学校という自然の場で仲間たちと一緒に体験をするという機会が失われてしまったというところで、教育面でも予定してできなかったという面はあると思います。

ですので、当然、5 年生の夏休みはもう戻ってこないで、100%再現するのは難しいかと思いますが、代替案を検討いただいていると聞いていますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

また、その際に、当然、どのような落としどころになるのかというところは、子どもや保護者の意見もぜひ聞いていただいて、全員が納得するのは難しいのですが、多くの方が満足していただけるようなものになるというご要望でございます。

以上です。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 おっしゃるとおり、岩井臨海学校につきましては、津波の影響を受けまして、何校か行けなくなったところがございます。貴重な体験ができなかったのも、おっしゃるとおり代替という形で何かできないか、これから検討させていただきます。

子どもたちの意見、それから教員の意見、我々の予算の関係、それぞれについて考えながら総合的に判断をして、どういったことができるか今後、検討させていただきたいと思っています。

○教育長 よろしいですか。

○田中委員 よろしく願いいたします。

○教育長 井口委員。

○井口委員 岩井臨海学校の件が今出たのですが、今回、こういう形になったのはもうやむを得ないことだとは思っています。今後、南海トラフとかいろいろなところでの火山の問題とか、津波の心配というのは常に毎年あるのかなと思います。もちろん現地で取り得る最善の方法で子どもたちを避難させるとは思うのですけれども、私も何十年か行ったことがあるのですが、一時避難所になっている南房総の体育館というのは、割と低いところにあります。もちろんその次の避難場所も用意されてはいるのですけれども、今回、どのような状態の中何分程度で避難ができたのかというのは、まとめておく必要があるかなと思います。今後、どのようなことが課題になるのかを明らかにしておく必要があるのではないかなというのが1点。

もう1点、昨年もお話したのですけれども、岩井臨海学校に関してはコロナ以降、以前のように葛飾方式という遊泳を全部現地の学校が1カ所に集まって、安全を十分確保して実施するという2泊3日の方法ができなくなって、今、1泊2日です。理由としては宿舎の問題というのが一番大きいと思うのですけれども、そういう中で、指導者なり校長も替わってきて、事故だけで遊泳の安全を確保することへのいろいろな心配というのが教育委員会に上がってきていると思うのです。

例えば、ライフセーバーを各学校につけてくれという要望が来ていると思うのです。その問題とあと2泊3日で実施することの意義、以前にも話したのですけれども、中日1日は家を離れみんなで生活をしていくことと、行って翌日帰ってくるのとでは、かなり子どもにとって経験として違う部分があるのです。葛飾区の5年生の宿泊行事が、何とか2泊3日にならないかなと、私は思っているのです。

今の岩井の状況も考えると、別の場所なども探しながら、できれば2泊3日で実施していただきたいということも含めて、考えていただきたいと思っております。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、現地に行った子たちですけれども、高台に避難するというので、一

時避難で公民館に移動しまして、そこで避難をしていました。

今後のところですけども、今回、津波の影響、また南海トラフの地震の影響もありますので、様々、いろいろ判断を決めまして、どういうことができるのか、どういった体験が5年生でできるのかというのを含めまして、検討していきたいなと思ってございます。

○井口委員 場所も含めてということによろしいですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 様々な候補を上げまして、場所も含めて今後、検討していくというところがございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○井口委員 はい。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で令和7年教育委員会第8回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時28分